

## 緑区寄り添い型学習支援事業実施要領

制 定 平成 26 年 4 月 23 日 緑保護第 78 号（区長決裁）  
最近改正 令和 2 年 1 月 15 日 緑生支第 1413 号（区長決裁）

### （目 的）

第 1 条 この要領は、「横浜市寄り添い型学習支援事業実施要綱（平成 28 年 2 月 18 日制定）」（以下「市要綱」という。）に基づき、緑区寄り添い型学習支援事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （実施主体）

第 2 条 本事業の運営については、市要綱第 3 条に定めるもののほか、生活保護世帯及び生活困窮状態にある世帯の子ども及び保護者への学習支援に関する知識と経験を有すると認められる民間法人等（以下「運営法人」という。）に委託して実施する。

2 前項の規定による委託の期間は、契約日から契約年度の 3 月 31 日までとする。

3 本事業の運営にあたっては、福祉保健センター長（以下「センター長」という。）と運営法人双方が互いに理解・尊重し、対等な関係のもとに、事業目的を共有しながら、協働で実施していくものとする。

### （事業の内容）

第 3 条 運営法人は、市要綱第 7 条に定めるもののほか、地域で活動に携わっている団体等関係機関との連絡調整を行う。

2 本事業の名称は「ミドリンペンきょう会」とする。

3 本事業の実施にあたり、運営法人は事業計画書（様式 1）を事業開始後 1 か月以内にセンター長に提出するものとする。

### （職員配置）

第 4 条 運営法人は、市要綱第 9 条の定めに基づき、配置する支援スタッフは次のとおりとする。なお、市要綱で定める統括スタッフは事業統括主任、コーディネーターは教室主任と読み替えるものとする。

#### （1）事業統括主任

本事業の事業統括者であり、学習支援に関する支援方針の決定、保護者に対する相談、地域ボランティア団体への活動支援、他機関との調整等を行う。

#### （2）教室主任

学習支援の主任であり、対象者に対して学習支援を行うとともに、保護者に対して必要に応じて相談を行う。

#### （3）支援スタッフ（学習アシスタント）

対象者に対して学習支援を行う。

2 運営法人は、主任等の氏名等を主任等名簿（変更）届出書（様式 2）により、センター長に報告しなければならない。主任等に変更が生じた場合も同様とする。

### （開設日及び開設時間）

第 5 条 開設日及び開設時間は、市要綱第 10 条の定めに基づき、原則として週 4 日、1 回あたり 2

時間とし、センター長と運営法人が協議のうえ定める。なお、準備及び片付け、打合せ等の時間は開設時間の他に設けるものとする。

- 2 センター長と運営法人は、協議の上開設日の追加及び開設時間の変更または延長をすることができる。

(利用者の受入)

第6条 運営法人は、市要綱第13条で決定した利用者について原則受け入れなければならないが、定員超過等合理的な理由で受け入れることができない場合はセンター長と協議することとする。

(利用者情報の提供と個人情報保護)

第7条 センター長は、運営法人が支援を行うのに必要な範囲で利用者に関する情報を提供するものとする。

- 2 運営法人は、市要綱第15条の定めに基づき、個人情報の保護の徹底を図るとともに、事業統括主任や教室主任、支援スタッフ（学習アシスタント）が当該世帯に関して職務上知り得た秘密を漏らさないようにしなければならない。

(安全管理)

第8条 運営法人は、開設時間中、危険を防止する措置を講じなければならない。

- 2 運営法人は、事故等の発生時に迅速かつ的確に対処するとともに、センター長及び保護者に直ちに連絡しなければならない。
- 3 運営法人は、事故等が発生した場合、速やかに事故報告書（様式3）によりセンター長に報告するとともに、再発防止に向けセンター長と協議を行い、対策をとらなければならない。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、本事業に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(利用の申込)

本事業を平成27年3月31日までに利用をしている者、または利用の申し込みをした者は、市要綱第11条の定めに基づく、利用の申込をしたものとみなす。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成28年2月2日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。